

## 「チオキサザフェン」、「ピメトロジン」、「ピリフルキナゾン」、「プロクロラズ」、「プロヒドロジャスモン」、「フロメトキン」及び「チルジピロシン」の食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づく食品健康影響評価について

農薬等の食品中の残留基準については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づいて、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）において定められている。今般、下記の農薬等の残留基準を設定するにあたって、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価を依頼する農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会から食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記について、農薬等としての食品中の残留基準を設定することとしている。

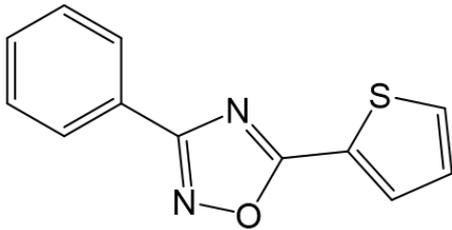
1. チオキサザフェン（農薬）
2. ピメトロジン（農薬）
3. ピリフルキナゾン（農薬）
4. プロクロラズ（農薬）
5. プロヒドロジャスモン（農薬）
6. フロメトキン（農薬）
7. チルジピロシン（動物用医薬品）

## チオキサザフェン

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成 31 年 2 月 4 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成 29 年 12 月 26 日付け生食発 1226 第 5 号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	チオキサザフェン(Tioxazafen)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	二置換オキサジアゾール系の殺虫剤である。ミトコンドリアリボソームの線虫に特有の部位に作用し、タンパク質合成を阻害することで殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされていない。	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.05 mg/kg 体重/日 (2018) ARfD = 0.5 mg/kg 体重 (2018)
	国際基準	大豆、とうもろこし等
	諸外国	米国:大豆、とうもろこし等 カナダ:大豆、とうもろこし等 EU、豪州、ニュージーランド:基準なし
		インポートトレランス申請:大豆、とうもろこし等(米国、カナダ)
食品安全委員会での評価等	初回	

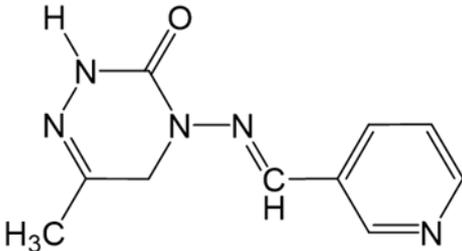
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## ピメトロジン

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・本剤について、本基準が設定されているすいか、メロン等について、基準値の変更を検討するため、改めて食品安全基本法第24条第1項第1号に基づき食品健康影響評価を依頼するもの。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ピメトロジン(Pymetrozine)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ピリジンアゾメチン系殺虫剤である。半翅目昆虫の吸汁行動を抑制することで摂食を抑制し、殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物:きゅうり、なし等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.03 mg/kg 体重/日 (2014) ARfD = 0.1 mg/kg 体重 (2014)
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国:アスパラガス、ホップ等 カナダ:キャベツ、きゅうり等 EU:きゅうり、くるみ等 豪州:セロリ、未成熟さやえんどう等 ニュージーランド:レタス、トマト等
食品安全委員会での評価等	【1】 平成20年 3月25日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成22年 9月 9日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.013 mg/kg体重/日	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# ピリフルキナゾン

## 1. 今回の諮問の経緯

・平成 31 年 2 月 21 日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大申請**」に伴う基準値設定の要請を受理。

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	ピリフルキナゾン (Pyrifluquinazon)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	キナゾリン骨格を有する殺虫剤である。害虫の摂食行動を制御する神経系又は内分泌系に作用し、摂食行動を抑制することにより間接的に殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: りんご、ばれいしょ等 今回、てんさい、カリフラワー等への適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: もも、茶等 カナダ EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成19年12月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年 7月30日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】 平成24年 5月16日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年12月10日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】 平成26年 3月20日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年10月 7日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【4】 平成28年12月13日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成29年 2月28日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.005 mg/kg体重/日</p> <p style="text-align: center;">ARfD = 1 mg/kg体重(一般の集団)、0.05 mg/kg体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)</p>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## プロクロラズ

### 1. 今回の諮問の経緯

・本剤について、本基準が設定されている小麦、大麦等について、基準値の変更を検討するため、改めて食品安全基本法第24条第1項第1号に基づき食品健康影響評価を依頼するもの。

※ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに係る評価について、平成25年6月11日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛て依頼しているところ。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	プロクロラズ (Prochloraz)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	イミダゾール系殺菌剤であり、エルゴステロール(植物病原菌細胞膜の構成成分)の生合成を阻害することによって抗菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 稲、小麦等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.01 mg/kg 体重/日 (2001) ARfD = 0.1 mg/kg 体重 (2001)
	国際基準	穀類、畜産物等
	諸外国	米国、カナダ: 基準なし EU: 小麦、大麦等 豪州: レタス、バナナ等 ニューージーランド: 穀類、バナナ等
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# プロヒドロジャスモン

## 1. 今回の諮問の経緯

・平成 31 年 2 月 21 日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大申請」に伴う基準値設定の要請を受理。

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	プロヒドロジャスモン (Prohydrojasmon)	
構造式	<p>(1<i>R</i>,2<i>R</i>)-PDJ (<i>trans</i>-PDJ)</p>	<p>(1<i>S</i>,2<i>S</i>)-PDJ (<i>trans</i>-PDJ)</p>
	<p>(1<i>R</i>,2<i>S</i>)-PDJ (<i>cis</i>-PDJ)</p>	<p>(1<i>S</i>,2<i>R</i>)-PDJ (<i>cis</i>-PDJ)</p>
用途	植物成長調整剤	
作用機構	植物ホルモンであるジャスモン酸様物質である。ジャスモン酸作用により、植物成長を促進及び抑制すると考えられている。	
日本における登録状況	<p>農薬登録がなされている。</p> <p>適用作物: りんご、温州みかん等</p> <p>今回、トマト及びミニトマトへの適用拡大申請</p> <p>使用方法: 散布</p>	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、ニュージーランド: 設定の必要なし カナダ EU、豪州: 基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成16年 8月20日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成17年 2月17日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成20年10月 7日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年 1月 8日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】平成27年10月 9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成28年 5月17日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>ADI = 0.14 mg/kg体重/日</p> <p>ARfD = 1.2 mg/kg体重</p>	

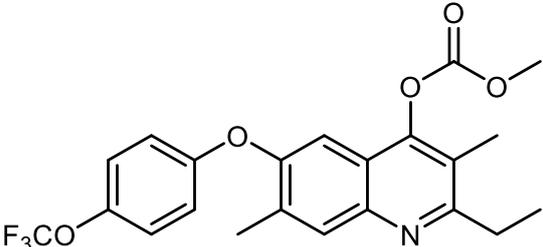
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## フロメトキン

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 30 年 12 月 21 日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大申請」に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和元年6月 19 日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大申請」に伴う基準値設定の要請を受理。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	フロメトキン(Flometoquin)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	キノリン骨格を有する殺虫剤である。ミトコンドリアの電子伝達系を阻害することにより殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: なす、トマト等 今回、にら、カリフラワー等への適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成27年 1月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成29年 3月 7日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.008 mg/kg体重/日 ARfD = 0.044 mg/kg体重	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# チルジピロシン

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・令和元年 11 月 22 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成 29 年 12 月 26 日付け生食発 1226 第5号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理。

※平成 30 年 11 月 20 日付けで、農林水産省から動物用医薬品の承認(豚)に係る意見聴取を受理したことを受け、平成 30 年 11 月 21 日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛てに評価要請を行い、令和元年 11 月 19 日付けで食品健康影響評価結果を受けている。

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	チルジピロシン(Tildipirosin)	
構造式		
用途	抗生物質	
作用機構	マクロライド系抗生物質である。細菌のリボソーム50Sサブユニットに結合してタンパク質合成を阻害することにより、細菌増殖抑制及び静菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	【動物用医薬品】 承認されていない。 (参考)海外では、牛及び豚に使用されている。	
国際機関、海外での状況	JECFA	リスク評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: 牛 カナダ: 牛
		EU: 牛、豚及び山羊 豪州、ニュージーランド: 基準なし インポートトレランス申請: 牛の筋肉等 (EU)
食品安全委員会での評価等	【1】 平成30年11月21日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和元年11月19日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.03 mg/kg体重/日	

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

**【ピメロジン】**

- ・28日間反復経口投与毒性試験
- ・28日間反復経皮投与毒性試験
- ・発達神経毒性試験
- ・小核試験
- ・不定期 DNA 合成試験
- ・コメットアッセイ

**【ピリフルキナゾン】**

- ・作物残留試験
- ・遺伝子突然変異試験
- ・不定期 DNA 合成試験

**【プロヒドロジャスモン】**

- ・作物残留試験

**【フロメキン】**

- ・作物残留試験

**【チルジピロシン】**

- ・薬物動態試験
- ・残留試験